

広島県告示第七百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年四月二十七日

庄島縣知事 湯嶋英彥

所在 地	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域
広島県安芸高田市向原町坂地内				
次 の 図 の と おり	表 区 域 示 の			
次 の 図 の と おり	号三律の土戒定第区域 年施推砂区する条第 で政行進災域等土砂二 定令に關防に止お災害にび め第(平する事十成る法策る警規法 項四十法			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。